

令和2年6月22日

会 員 各 位

協同組合近畿整骨師会
理 事 長 田 中 宏 彦
保 険 部 長 畠 中 利 恭

— 保 険 部 連 絡 —

柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について

平素は本会運営にご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

このたび、令和2年6月1日より実施されています「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について」（令和2年5月22日付け保発0522第5号）等について、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」等の一部改正について（令和2年5月22日付け保医発0522第1号）の通知ですが、この取り扱いに係る疑義解釈資料が厚生労働省保険局医療課長事務連絡として令和2年6月19日付で発出されました。

初検時相談支援料関連の疑義解釈になっていますので会員各位におかれましては通知文書を熟読のうえ施術録に記載忘れずお願い致します。また窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされます様宜しくお願い致します。

通知文書は本会HPへも掲載しておりますのでご確認宜しくお願い申し上げます。

事務連絡
令和2年6月19日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について」（令和2年5月22日付け保発0522第5号厚生労働省保険局長通知）等については、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）等の一部改正について」（令和2年5月22日付け保医発0522第1号厚生労働省保険局医療課長通知）により、令和2年6月1日より実施しているところであるが、今般、その取扱い等に係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

関係者に周知を図るとともに窓口での相談対応等にご活用いただき、個々の事案の状況により判断する際の参考とされますようお願いいたします。

【初検時相談支援料関係】

(問1) 初検時相談支援料の患者への具体的説明事項として施術録に簡潔に記載するよう新たに追加された項目は、それぞれどのような内容を伴うものか。

(答) 「運動制限」とは運動を行っている患者への運動制限事項等について、「施術計画」とは負傷の見立てと施術計画について、施術録へ簡潔に記載した場合に算定できること。

(問2) 初検時相談支援料の患者への具体的説明事項として新たに追加された「③受領委任の取扱いについての説明(対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証の交付義務、申請書への署名の趣旨等)は、それぞれどのような説明をおこなうものか。

(答) 「対象となる負傷」とは、療養費の対象となる負傷は、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫であることの説明。

「負傷名と施術部位」とは、施術者が判断した捻挫などの負傷名(療養費支給申請書に記載する負傷名)と施術を行った部位の説明。

「領収証の交付」とは、協定・契約により交付が義務付けされていることの説明。

※ 患者から一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付することとされている。(平成22年5月24日付け保発0524第2号厚生労働省保険局長通知別添1、別紙20、別添2、20)

「申請書への署名の趣旨」とは、施術内容に応じて給付される療養費の給付の受領を施術者に委任することについての説明。

(問3) 「なお、①及び②については、施術録に簡潔に記載するとともに、③については説明した旨を記載すること。」とあるが、初検時相談支援料は施術録にこのような記載をした場合にしか算定できないのか。

(答) そのとおり。

③については、説明した旨「○」、「✓」、「説明済み」などの記載で差し支えない。